

函館市社会福祉施設産休等代替職員設置事業実施要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条～第3条 【略】                      (産休等代替職員の任用)</p> <p>第4条 【略】                      (1) 職員が出産することとなる場合（以下「産休の場合」という。）                          職員の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から、産後8週間を経過する日までの期間内において、あらかじめ必要となる期間</p> <p>(2) 【略】</p> <p>第5条～10条 【略】</p> <p>附 則                      この要綱は、平成17年10月1日から施行する。                          附 則                      この要綱は、平成19年4月1日から施行する。                          附 則                      この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>第1条～第3条 【略】                      (産休等代替職員の任用)</p> <p>第4条 【略】                      (1) 職員が出産することとなる場合（以下「産休の場合」という。）                          職員の出産予定日の8週間（<u>出産予定日を含む。</u>多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から、産後8週間を経過する日までの期間内において、あらかじめ必要となる期間</p> <p>(2) 【略】</p> <p>第5条～第10条 【略】</p> <p>附 則                      この要綱は、平成17年10月1日から施行する。                          附 則                      この要綱は、平成19年4月1日から施行する。                          附 則                      この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p>

この要綱は、令和3年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

施設種別	職種
保育所， 認定こども園， 児童養護施設， 知的障害者小規模通所助産施設， 児童自立支援施設， 乳児院， 母子生活支援施設， 救護施設， 養護老人ホーム， 軽費老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を除く）， 授産施設（社会福祉法および生活保護法に規定する授産施設）， 身体障害者福祉工場， 知的障害者福祉工場， 身体障害者小規模通所授産施設	保育士，看護師，介護員， 保健師，児童生活支援員， 児童自立支援専門員， 指導員（母子指導員，児童指導員，生活指導員，職業指導員等）， セラピスト（作業療法士，理学療法士等），栄養士，調理員

別表（第2条関係）

施設種別	職種
保育所， 認定こども園， 児童養護施設， 知的障害者小規模通所助産施設， 児童自立支援施設， 乳児院， 母子生活支援施設， 救護施設， 養護老人ホーム， 軽費老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を除く）， 授産施設（社会福祉法および生活保護法に規定する授産施設）， 障害者総合支援法による障害者支援施設， 障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所， 障害者総合支援法による相談支援事業所， 障害児入所施設（福祉型・医療型）， 児童発達支援センター， 児童福祉法による障害児通所支援事業所， 児童福祉法による障害児相談支援事業所	保育士，看護師，介護員， 保健師，児童生活支援員， 児童自立支援専門員， 指導員（母子指導員，児童指導員，生活指導員，職業指導員等）， セラピスト（作業療法士，理学療法士等），栄養士，調理員